

法令を遵守し、社会の倫理に従い、 公正かつ透明な経営を実践

● 制定の背景

旭硝子の企業行動指針は「法律を遵守し、社会の倫理に従い、公正かつ透明な経営を行なう」という原点に立ち、高い倫理観をもって行動するよう、全従業員が一丸となり取り組むべき基本指標という位置付けで、一九九八年四月に「企業活動に関する基本指針並びに行動基準」として制定された。

これに先立ち、九三年には「価値創造企業」を目標とする「企業指針」が策定され、その中で企業理念および企業方針が明示されたが、次いで、九七年十二月に、企業関係法令等に関する社内遵守体制を強化するため「法令遵守担当役員」が設置され、社長が就任するという流れの中で具体化された背景がある。

● 具体的内容

当社の「企業行動指針」は、前述のとおり基本指針と行動基準の二つから成り立っているが、「公正かつ透明な経営」という点が強調されている。

一方、従業員および役員が、具体的に遵守すべき事項として当該項目を例示したものが「行動基準」となっている。項目としては、①法令の遵守、②会社との利益相反行為、③不正取引等の禁止、④政治活動、⑤環境保全・保安防災、⑥雇用・労働環境、⑦接待・贈答等、⑧反社会勢力との対決、が挙げられている。

なお九九年十月には、この内容について、具体的な

考え方や事例を掲載したマニュアル的なものとして「行動基準ガイドライン編」を作成している。

● 教育および遵守体制

これらの制定時には、全社を対象に教育が実施されたが、その後も定期的に教育が継続されている。また、相談等の対応として、担当窓口へのホットライン制度も設置されており、きめ細かく対処できる体制としている。
(旭硝子 行動基準担当)

企業活動に関する基本指針（抄）

1. 企業活動に関する法律の遵守、社会の倫理規範に誠実に従い、良識ある企業活動を実践
2. 品質、価格、安全性その他の面で優良な製品、サービスの提供
3. 人間性を尊重した、人材育成による、自由闊達な社風を醸成。職場における従業員の健康と安全の確保、ゆとりと豊かさの増進
4. 地球環境の保全への積極的な取組み、環境保全に係わる諸活動への支援
5. 株主、取引先、地域社会等各関係先との間の、相互信頼・協力関係の構築、および共存共栄
6. 社会・文化貢献諸施策の充実と社会・文化活動に対する支援
7. 市民社会の秩序・安全に脅威をおよぼす反社会勢力・団体との対決